

4 署名者
日本側 桂誠在ラオス大使
ラオス側 ソムサワット・レンサワット副首相
兼外務大臣
平成十八年六月十四日
外務大臣 麻生 太郎

○外務省告示第三百三十号
平成十八年六月二日にヒエンチャンで、ヒエンチャン市上水道施設拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 ヒエンチャン市上水道施設拡張計画を実施するために必要な
(a) ヒエンチャン市上水道施設の拡張に必要な生産物及び役務の供与
(b) 前記(a)の生産物の輸送に必要な役務の供与
(c) 前記(a)の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与

2 贈与の限度額 二十八億七千五百万円
(平成十八年度 三億七千七百万円)
(平成十九年度 十六億九千九百万円)
(平成二十年年度 八億二百万円)
贈与の使用期限 平成十九年三月三十一日まで
平成二十年三月三十一日まで
(平成十八年度分)
(平成十九年度分)
平成二十一年三月三十一日まで
(平成二十年年度分)

4 署名者
日本側 桂誠在ラオス大使
ラオス側 ソムサワット・レンサワット副首相
兼外務大臣
平成十八年六月十四日
外務大臣 麻生 太郎

○財務省告示第二百五十二号
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成十八年六月十四日
財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券(二年)(第二百四十五号)
二 発行の根拠 法律及びその条項
財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項及び平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成十八年法律第十一号)第一条第一項

三 振替法の適用等
社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額面金額で千億円

五 発行額
うち、財政法第四十一条の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百三十九億七千三百四十五万円、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で九百六十億二千六百五十五万円
千二百億九百万円
五万円

六 払込金額
最低額面金額
五万円

七 振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

八 発行日
平成十八年六月十五日

九 募集の価格
額面金額百円につき百円十九銭
年〇・九パーセント

十 利率
平成十八年十二月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十四号において規定する期日について同じ。)

十一 初期利子
十二 償還期限
平成二十年六月十五日
十三 償還金額
額面金額百円につき百円
日本銀行
十四 償還金支払場所
十五 償還金支払場所
十六 償還金支払場所

十七 募集期間
平成十八年六月二日から平成十八年六月九日まで
平成十八年六月十五日

十八 払込期日
平成十八年六月十五日

○農林水産省告示第八百六十号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関を登録したので、同条第三項の規定に基づき公示する。
平成十八年六月十四日
農林水産大臣 中川 昭一

一 登録年月日及び登録番号
平成十八年五月三十一日 第五十七号
○特許庁告示第四号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十六条第二項の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づき公示する。
平成十八年六月十四日
特許庁長官 中嶋 誠

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第四号	平成十八年六月五日	株式会社技術トランス フアイサービス 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号虎ノ門37森ビル 秋山敦	先行技術調査 (アマミューズメン)	株式会社技術トランス フアイサービス 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号虎ノ門37森ビル

○国土交通省告示第六百八十九号
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十条第二項及び気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第十四条の二第二項の規定に基づき、平成三年運輸省建設省告示第二号(洪水予報及び警報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当官署)の一部を次のように改正する。
平成十八年六月十四日
国土交通大臣 北側 一雄

利根川	左岸 群馬県伊勢崎市大字柴崎字小泉千五百五十五番地先 右岸 同県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前二百六十番の一地先 左岸 栃木県芳賀郡益子町大字上山八百五十一番地先 右岸 同県真岡市大字根本滝沢二十一番地先	海	利根川への合流点	八斗島、栗橋、芽吹橋、取手、押付、横利根
小貝川				三谷、黒子、上郷、小貝川、水海道

を